

佐世保市環境基本計画 (2018 年度～2027 年度) 中間見直し



中間見直しの背景・目的

佐世保市環境基本計画は、佐世保市環境基本条例第 10 条に基づく計画です。

これまで、現計画を含め、4 回の計画を策定しています。

今回、現計画の計画期間の半分の 5 年を経過すること、また、現計画の策定後に、SDGs などの社会への浸透や、カーボンニュートラルの国を挙げての推進などといった大きな変化があったことを踏まえ、中間見直しとして、「佐世保市環境基本計画 2018 年度～2027 年度 改定版（以下「本計画」という。）」を策定しました。

なお、本計画では、以下の計画を含めて策定しています。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」に基づく「環境教育、協働取組等に係る行動計画」

計画の期間

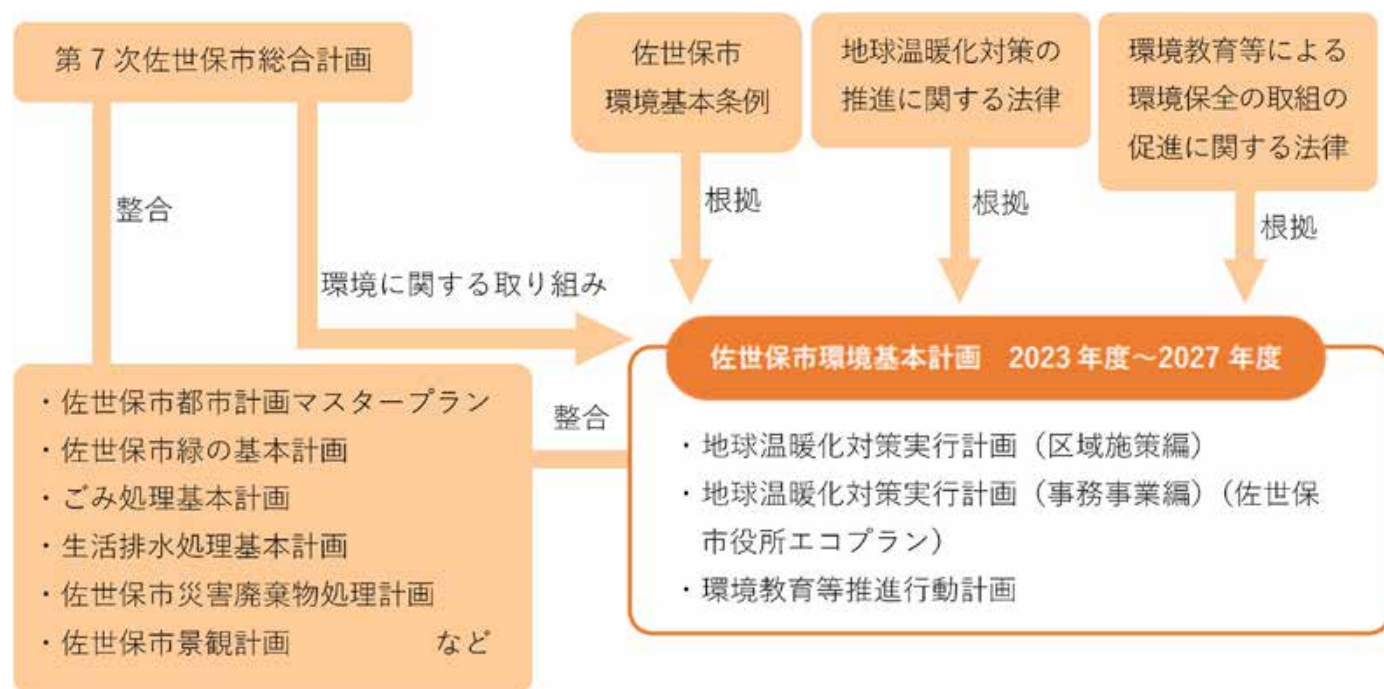
本計画の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間とします。



計画の役割と位置づけ

本計画は、佐世保市における「環境分野の総合計画」といえます。本計画は、目指す環境像を掲げ、その実現に向けて、市民、事業者をはじめ関係団体、市等の行政機関などが、それぞれ、または協働により、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本となる計画です。

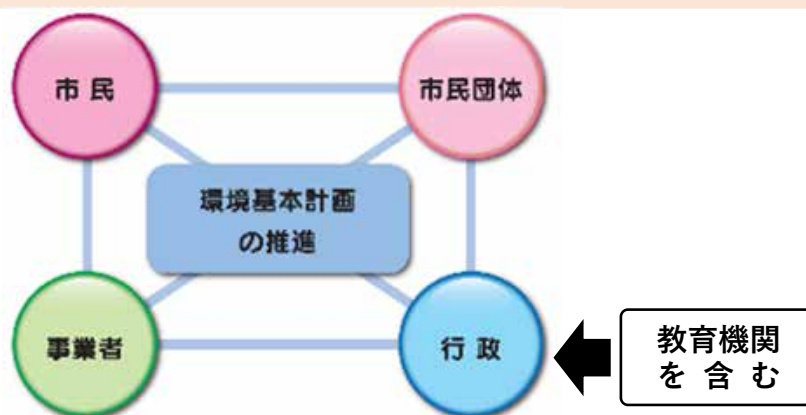
本計画では、環境分野の個別計画との整合や関連する他分野との連携を図りながら、目指すべき環境像と実行する施策を位置づけます。



計画の主体と役割

本計画の主体は、市民・市民団体・事業者・行政とします。

また、環境教育を推進するためには、教育機関の協力が不可欠です。そのため、本計画では、教育機関は「行政」の中に含まれるものとします。



基本理念

佐世保市環境基本条例の第3条には、良好な環境の保全等に関する基本理念が定められています。本計画は、この基本理念に基づき取り組みを進めます。

佐世保市環境基本条例の基本理念の抜粋

- (1) 環境問題は優先的課題との認識のもと、生活の豊かさの追及と良好な環境の保全等の調和を図り、持続的発展が可能な社会を構築していくこと。
- (2) 佐世保市の豊かな緑と水辺に恵まれた自然環境を守り、多様な動植物が生息できる環境を保全、再生及び創造し、自然と人が共生するとともに、健全で恵み豊かな環境が、将来にわたって維持されるよう努めていくこと。
- (3) 地球環境保全は、人の日常の暮らしや事業活動が地球全体の環境と密接に関連していることから、市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の対等なパートナーシップと公平な負担により取り組んでいくこと。
- (4) 地球規模で考え、地域から行動するためには、環境教育・環境学習の充実が必要であり、誰もが、環境問題に関心を持ち、参加し、理解して、正しい情報や知識に基づく行動につながる仕組みを構築していくこと。

望ましい環境像

豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち

○ 環境像の考え方

本市の最上位計画である「第7次佐世保市総合計画」では、環境政策における望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

本計画では、総合計画における望まれる姿を、より具体的に示す意味で、豊かな「自然」と「生活」が共存しつつ、ともに将来にわたって持続する形を掲げるものです。

環境像を実現するための取り組み

環境像	基本目標	取り組みの方向性
豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち	基本目標 1 自然環境の保全	1-① 海、山、川、里山の保全
	   	1-② 生物の多様性の保全
		1-③ 自然とのふれあいの推進
		1-④ 地産地消の推進
	基本目標 2 安全・安心な生活環境の保全	2-① 大気・水環境の保全
	   	2-② 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染の防止
	   	2-③ 住環境の保全と良好な景観誘導
	基本目標 3 ごみの減量・資源化	3-① 4R の推進
	   	3-② ごみの適正排出・処理
		
	基本目標 4 カーボンニュートラルの推進	4-① 再生可能エネルギーの活用と脱炭素社会への転換
	   	4-② 脱炭素型ライフ、ビジネススタイルの実践
		4-③ 人と地球にやさしい都市構造・交通システムの整備

基本目標5(基盤となる取り組み)
エコライフ・環境教育の推進



5-①

環境意識の醸成につながる情報発信

5-②

環境教育の機会と場の拡充

5-③

多様な主体との連携・協働の
充実強化

施策

2. 様々な情報媒体を活用し、環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信します。	1. 年代・経験に応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。	1. 多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題の解決に向けた取り組みを推進します。
2. 団体・事業者と共有します。	2. WEBシステムなどを活用し、誰もが参加しやすい環境教育の仕組みをつくり出します。	

施策
- 農地の保全・活用を進めます。 - 漁場環境や、河川環境の保全・回復に努めます。 - 水源かん養機能を持つ森林を適切に管理します。
- 市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。 - 希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。
- 自然とふれあう機会を創出します。 - 市民も来訪者も楽しめるような、自然とふれあう機会を創出します。
- 地元で生産された農林水産物の消費拡大に努めます。 - 学校給食において地場の農水産物を使い、地産地消について考える機会を創出します。
- 大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を公表します。 - エコドライブやエコカーの普及を進めます。 - 工場・事業所等への立入調査や指導を行います。 - 水環境の調査を行うとともに、その結果を公表します。 - 下水道整備区域では、公共下水道を整備することにより水洗化を推進します。また、下水道整備区域外では、補助金交付などにより、浄化槽の設置を促進します。
- 発生源となる工場・事業所に対し、助言や指導を行います。また、調査を行うとともに、その結果を公表します。 - 情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。
- 市民・事業者の協働により、市内の緑の保全・創出を図ります。 - 環境美化活動を行いながら、市民の意識の向上を推進します。 - 不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラ等の対策を継続して実施します。 - 定期的に市民大清掃を実施します。 - 漂着ごみの清掃を行います。 - 建築物等所有者に対し、景観に配慮した建築物等となるように、景観誘導を行います。
- 市民・事業者のリフューズ・リデュースの取り組みを促進します。 - まだ使用できる不要品のリユースを促進します。 - 資源物の回収とリサイクルを推進します。また、廃棄物の処理等の過程で発生するガスや熱を有効利用します。
- 家庭系ごみが正しく排出されるための啓発と環境整備を行います。 - ごみ排出事業者及び処理業者に対して監視・指導を行います。 - 効率的で安定したごみの収集・運搬・処分を行います。
- 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。 - 自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践します。
- 脱炭素型のコンパクトなまちづくりを推進します。 - 利便性の高い公共交通ネットワーク形成を推進します。

自然環境の保全



取組の方向性・施策

1-① 海、山、川、里山の保全

- ◇ 農地の保全・活用を進めます。
- ◇ 漁場環境や、河川環境の保全・回復に努めます。
- ◇ 水源かん養機能を持つ森林を適切に管理します。

1-② 生物の多様性の保全

- ◇ 市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。
- ◇ 希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。

1-③ 自然とのふれあいの推進

- ◇ 自然とふれあう機会を創出します。
- ◇ 市民も来訪者も楽しめるような、自然とふれあう機会を創出します。

1-④ 地産地消の推進

- ◇ 地元で生産された農林水産物の消費拡大に努めます。
- ◇ 学校給食において地場の農水産物を使い、地産地消について考える機会を創出します。

市民、市民団体、事業者の取り組み

- ★ 各種法令を遵守し、良好な自然環境（海・川等）の保全に努める
- ★ 林業事業者は森林の持つ多面的機能を高める
- ★ 身近な生き物に関心を持ち、生き物の生息環境を保全する
- ★ 飼えなくなったペットを野外に放したりしない
- ★ 野生生物の生息する場所を保全する
- ★ 自然環境にふれあう機会を持つ
- ★ 農薬・化学肥料の利用を減らし、環境負荷が少なく安全な食物を生産する



カノコユリ



ニッポンバラタナゴ

安全・安心な生活環境の保全



取組の方向性・施策

2-① 大気・水環境の保全

- ✧ 大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を公表します。
- ✧ エコドライブやエコカーの普及を進めます。
- ✧ 工場・事業所等への立入調査や指導を行います。
- ✧ 水環境の調査を行うとともに、その結果を公表します。
- ✧ 下水道整備区域では、公共下水道を整備することにより水洗化を推進します。また、下水道整備区域外では、補助金交付などにより、浄化槽の設置を促進します。

2-② 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染の防止

- ✧ 発生源となる工場・事業所に対し、助言や指導を行います。また、調査を行うとともに、その結果を公表します。
- ✧ 情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。

2-③ 住環境の保全と良好な景観誘導

- ✧ 市民・事業所の協働により、市内の緑の保全・創出を図ります。
- ✧ 環境美化活動を行いながら、市民の意識の向上を推進します。
- ✧ 不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラ等の対策を継続して実施します。
- ✧ 定期的に市民大清掃を実施します。
- ✧ 漂着ごみの清掃を行います。
- ✧ 建築物等所有者に対し、景観に配慮した建築物等となるように、景観誘導を行います。

市民、市民団体、事業者の取り組み

- ★ 車を運転する際はエコドライブを徹底する
- ★ 事業活動により発生する大気汚染物質（ばい煙等）の低減・管理
- ★ 暮らしの中で、生活排水の汚濁をできるだけ減らす工夫を心がけ、河川や海を汚さない
- ★ 自治会などが主体となって、地域の公園管理を推進する
- ★ 吸い殻や空き缶などのごみを河川・道路などにすてない。また、ペットのフンは持ち帰る
- ★ 漂着ごみの清掃に参加・協力する

ごみの減量・資源化



取組の方向性・施策

3-① 4Rの推進

- ☆ 市民・事業者のリフューズ・リデュースの取り組みを促進します。
- ☆ まだ使用できる不要品のリユースを促進します。
- ☆ 資源物の回収とリサイクルを推進します。
また、廃棄物の処理等の過程で発生するガスや熱を有効利用します。

3-② ごみの適正排出・処理

- ☆ 家庭系ごみが正しく排出されるための啓発と環境整備を行います。
- ☆ ごみ排出事業者及び処理業者に対して監視・指導を行います。
- ☆ 効率的で安定したごみの収集・運搬・処分を行います。

市民、市民団体、事業者の取り組み

- ★ 買物の際は、マイバッグ・マイ容器等を持参し、レジ袋などの使用を控える
- ★ 食材の余りものが出ないよう食材の購入や調理方法を工夫する
- ★ フリーマーケットやバザーを積極的に活用し、不用品のリユースに努める
- ★ 物を大切にし、壊れても修理して出来るだけ長く使用する
- ★ 資源集団回収に参加・協力する
- ★ 製品を購入する際は、出来るだけ再生資源を利用した製品を選択する
- ★ ごみ出しのマナーを守り、ごみステーションを清潔に保つ



佐世保市の食品ロス削減啓発キャラクター「食品ロス戦隊 もったいないインジャー」

カーボンニュートラルの推進



取組の方向性・施策

4-① 再生可能エネルギーの活用と脱炭素社会への転換

- ✧ 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。
- ✧ 自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。

4-② 脱炭素型ライフ、ビジネススタイルの実践

- ✧ 市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践します。

4-③ 人と地球にやさしい都市構造・交通システムの整備

- ✧ 脱炭素型のコンパクトなまちづくりを推進します。
- ✧ 利便性の高い公共交通ネットワーク形成を推進します。

市民、市民団体、事業者の取り組み

- ★ 太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入する
- ★ 再生可能エネルギーから創られた電気を購入する
- ★ 建物を建てる際には、ZEB や ZEH、省エネ基準を満たす建物とするよう検討する
- ★ 蓄電池や電気自動車（EV）等の蓄電設備を導入する
- ★ 日々の省エネ活動や脱炭素型の製品・サービスの選択など、ゼロカーボンアクション 30 の実践
- ★ 移動の際は自家用車や社有車の使用を控え、電車やバス、自転車を利用する
- ★ パークアンドライドを積極的に利用する



大型の蓄電池



パークアンドライド専用駐車場

エコライフ・環境教育の推進



取組の方向性・施策

5-① 環境意識の醸成につながる情報発信

- ◇ 様々な情報媒体を活用し、環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信します。
- ◇ させばエコラボに環境に関する情報を集約し、市民・市民団体・事業者と共有します。

5-② 環境教育の機会と場の拡充

- ◇ 年代・経験に応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。
- ◇ WEB システムなどを活用し、誰もが参加しやすい環境教育の仕組みをつくります。

5-③ 多種多様な主体との連携・協働の充実強化

- ◇ 多種多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題の解決に向けた取り組みを推進します。

市民、市民団体、事業者の取り組み

- ★ 市のホームページや SNS、YouTubeなどを定期的に確認し、環境の現状を把握する
- ★ 環境問題に関心を持ち、家族で環境について話し合う場を持つ
- ★ させばエコラボの WEB プラットフォームを活用して、各主体と情報を共有する
- ★ 市や団体が開催する環境に関係する講座やイベント等に積極的に参加・協力する
- ★ 市が開催する環境に関係するイベント等を支援する
- ★ 事業活動を通じて、地域課題の解決に貢献する



地球温暖化対策

佐世保市域のカーボンニュートラル実現に向けた取り組み

○ 温室効果ガス排出削減目標

2050 年度：温室効果ガス排出量実質ゼロ

2030 年度：2013 年度比▲46%

2027 年度：2013 年度比▲42%

○ 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類

○ 取組内容

エネルギー シフト

取組①：化石燃料需要の転換

取組②：水素エネルギー等の利活用に関する情報収集・可能性調査

再生可能 エネルギー

取組①：公共施設等への再生可能エネルギーの積極導入

取組②：自然環境や景観に配慮した再生可能エネルギーの適正導入

取組③：バイオマスエネルギーの利活用の検討

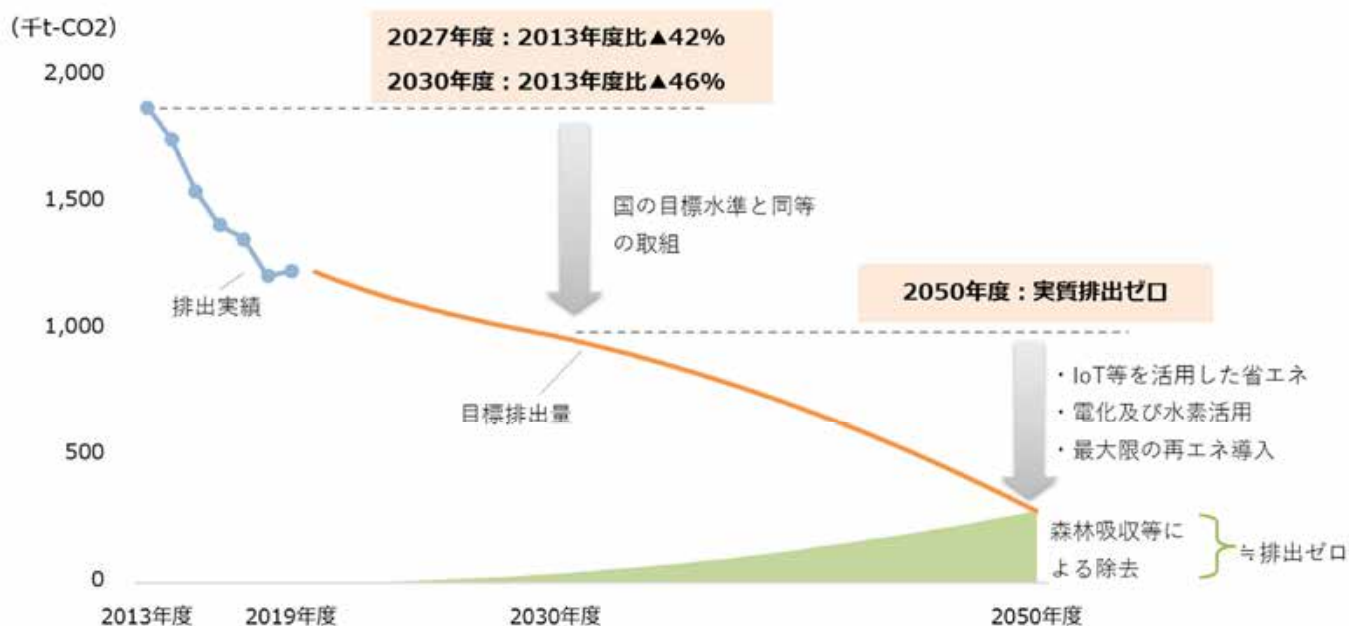
取組④：住宅・事業所への太陽光発電設備の導入促進

廃棄物・吸 収源対策・ その他排出 削減

取組①：ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減

取組②：森林の保全やブルーカーボンの創出等による CO₂ 吸収量の確保

取組③：その他排出削減対策の推進



佐世保市役所における取り組み（事務事業編）

○温室効果ガス排出量の削減目標

- ・ 2027 年度 削減目標：2013（平成 25）年度比▲44%
- ・ 2030 年度 削減目標：2013（平成 25）年度比▲51%
- ・ 2050 年度 削減目標：実質ゼロ

○対象範囲・対象とする温室効果ガス

- ・ 対象範囲

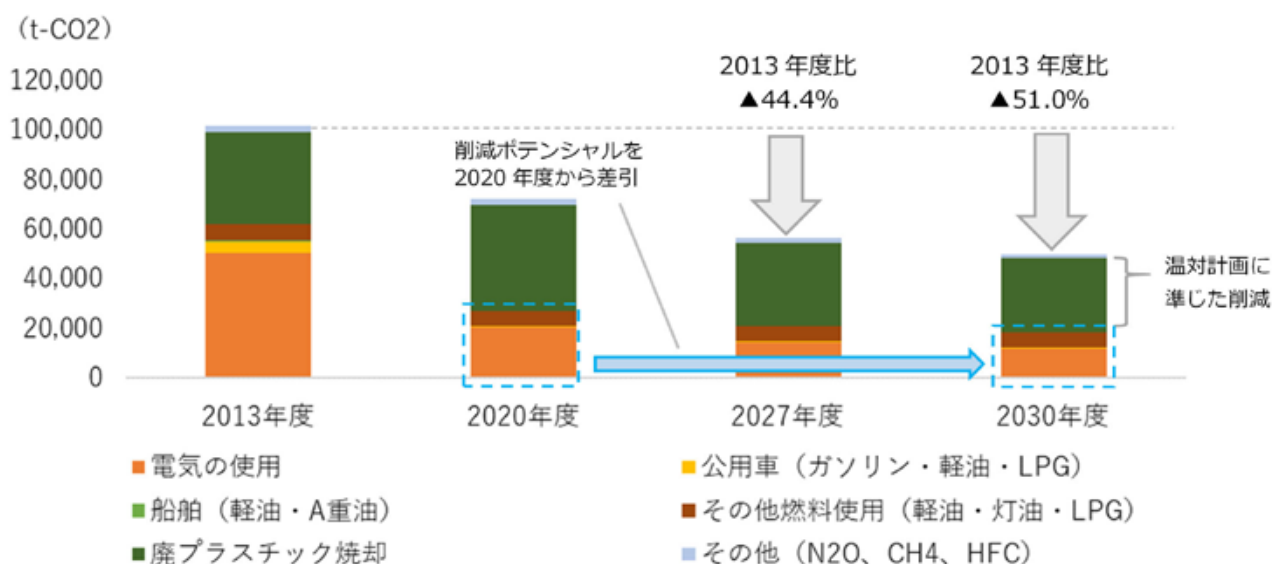
本市が行う全ての事務事業及び市が管理・運営する施設（指定管理者施設を含む）を対象とします（市民の安全・安心の確保の観点から、消防局の業務に携わる車両（ポンプ車、救急車等）は除きます）。

- ・ 対象とする温室効果ガス

本市の事務事業における排出実績を踏まえ、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の4種類とします。

○2030 年度に向けた排出削減の取り組み

- ① 建築物における省エネルギー対策の徹底
- ② 再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用
- ③ 公用車における排出削減
- ④ その他の取り組み（森林の整備やイベント時の省エネ・省資源化など）
- ⑤ 環境マネジメントシステム（EMS）による、取り組みの継続的な改善



気候変動への適応に関する取り組み

○気候変動の将来予測と本市への影響

このまま地球温暖化が進み、本市の気温が 3℃上昇した場合、奄美大島と同じ亜熱帯気候となります。気温や気候が変化することで、動植物の分布域の変化や農作物の品質低下・生育不良などが起こり、農林水産業や観光業などに多大な影響を及ぼすと考えられます。また、気温の上昇は、熱中症患者の増加や様々な感染症リスクの高まりなど、深刻な健康被害を及ぼすおそれもあります。

このような被害やリスクを軽減するため、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和策」とともに、緩和策を進めてもなお避けることが困難な一定程度の気候変動による影響に対し、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を併せて進める必要があります。



図 緩和策と適応策のイメージ

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立研究開発法人国立環境研究所）

○各主体の取り組み（例：農業・林業・水産業、国民生活・都市生活）

市民、市民団体、事業者の取り組み

農業・林業・水産業

→高温に強い品種の作付けなど、気候変動に適応した農業を行います。

国民生活・都市生活

→気候変動に適応したライフ・ビジネススタイルへの転換を進めます。

行政の取り組み

農業・林業・水産業

→気候変動影響に対応するための技術的支援を行うとともに、必要に応じて経済的支援についても検討します。

国民生活・都市生活

→市街地の緑化等を推進し、ヒートアイランド対策に取り組みます。

環境教育等の促進

環境教育の基本的方向性と施策の展開

○目指すべき姿

前回の「環境教育等推進行動計画」では、「環境市民の育成」を目指すべき姿としていました。

今回は、環境基本計画の「望ましい環境像」である「豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち」を環境教育の側面から実現するものとして、より具体的に「学び・教え・行動する環境市民の育成」を目指すべき姿とします。

○各主体に期待される役割

主体	期待される役割
市 民	・日常生活の中で環境負荷の低減に取り組む。 ・環境について積極的に学ぶ。 ・家庭や地域で環境について親から子へ、大人から子どもへ教え、伝える。
市民団体	・活動によって環境保全を推進する。 ・知識・情報を積極的に市民・事業者・学校・行政などに提供する。 ・学習や活動の場を提供する。（各主体の連携のキーとして）
事業者	・事業活動の中で環境負荷の低減に寄与する。（ISO 14001・エコ商品等） ・職場において環境教育・啓発を行う。（家庭・地域への波及も期待）
学校等	・児童・生徒の発達段階に応じた環境教育を実施する。 ・幼稚園・保育所等は、遊びや体験を通じて「未来の環境市民」の基礎づくりに努める。 ・小学校以上は、徐々に「教わる」ことから「考える」ことにシフトする。 ・各主体と連携してカリキュラムを構築する。
行政	・各主体の活動支援や連携・協働により、環境教育を推進する。 ・社会情勢の変化や新たな環境課題について発信し、それらを学べる枠組みを構築する。

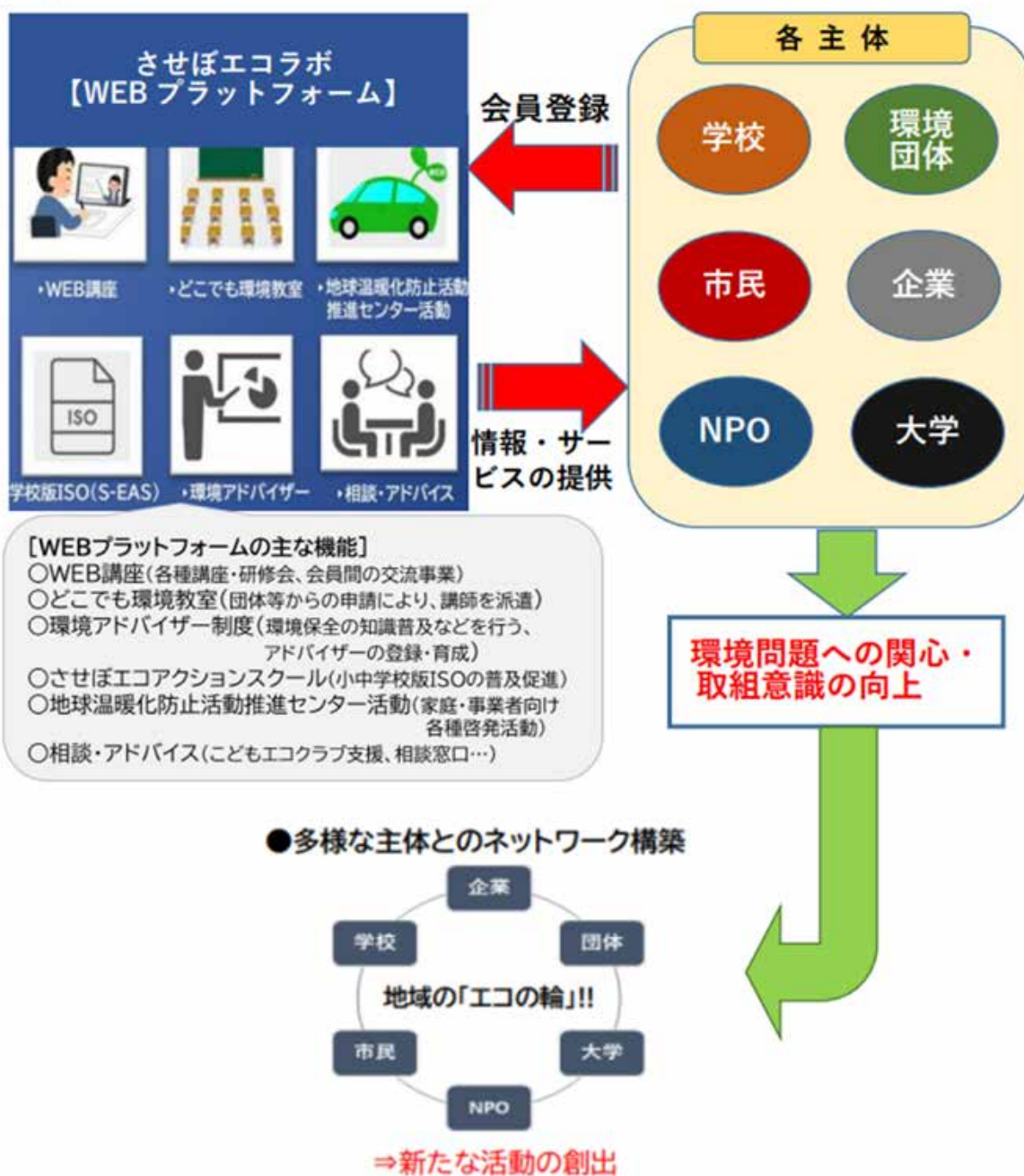
○「させばエコラボ」を活用した多様な環境教育の展開

佐世保市では、2022（令和4）年5月に「させばエコラボ」を開設し、市民・事業者、学校・地域を対象に環境教育のメニュー及びツールの開発を行い、幅広く環境教育を展開しています。

させばエコラボは、大きく分けて以下の4つの役割を担うこととされています。

- ① 環境教育の集約と発達段階・知識・経験に応じた教育メニューの開発
- ② 「いつでも」・「誰でも」・「どこからでも」環境教育が受けられるオンライン環境教育システムの整備
- ③ 連携の場としての「WEBプラットフォーム」の開設
- ④ 地球温暖化防止活動推進センターとしての役割

※WEBプラットフォームのイメージ



○地球温暖化防止活動推進センターとしての活動事例

させばエコドライブチャレンジ

エコドライブとは、丁寧な運転を心がけることで、燃費を向上させ消費するエネルギーを削減することです。

「させばエコドライブチャレンジ」は、市民が日常生活の中でエコドライブを実践し、その結果を他の参加者と比較するものです。

優秀者の表彰や、継続的な活動を行っていただくことで、環境保全に関する意識を高め、定着していくことが狙いです。



優秀者の表彰式（2021年度）

させば SDGs 探し旅

佐世保市内の衣食住を展開する店舗のなかから、SDGs のターゲットに準拠した商材やサービスを展開している店舗を HP 等に掲載します。

市民がそれらの店舗を回らる中で、気づいたことや感想を指定したハッシュタグで投稿すると、協力店舗からの特典がゲットできるしくみです。



参考：2022 年実施「させばエコ探し旅」チラシ

〇産官学をはじめとした多様な主体との連携

佐世保市や長崎県では、これまでも、環境問題や環境教育・啓発に熱意をもち、独自のスキルや知見を持つ事業者や学校などのご協力をいただき、環境講座や森林保全活動等さまざまな連携を行っています。

「NISSAN わくわくエコスクール」(2021 (令和 3) 年 12 月開催)

- ・日産自動車株式会社が全国的に実施している環境講座。
- ・電気を「作る・貯める・使う」体験、実際の車両を用いての実験などを実施。
- ・環境問題への意識付け、電気に関する基礎知識とともに、電気自動車の普及啓発も図られた。



「企業の森」活動 (長崎県)

- ・長崎県が民間企業の協力を得ながら実施している植樹・森林整備などの取り組み。
- ・2021 (令和 3) 年 10 月、佐世保市世知原町において「九州・山口 未来の森」の植樹を実施。地元小学生などが参加し、ヤマザクラ 20 本、クヌギ 250 本を植樹。



計画の推進体制・進行管理

本計画は、市民・市民団体・事業者・行政が、連携・協力することにより推進していくものです。また、連携・協力のための体制は以下のとおりとします。

（１）佐世保市環境政策審議会【点検・評価・助言】

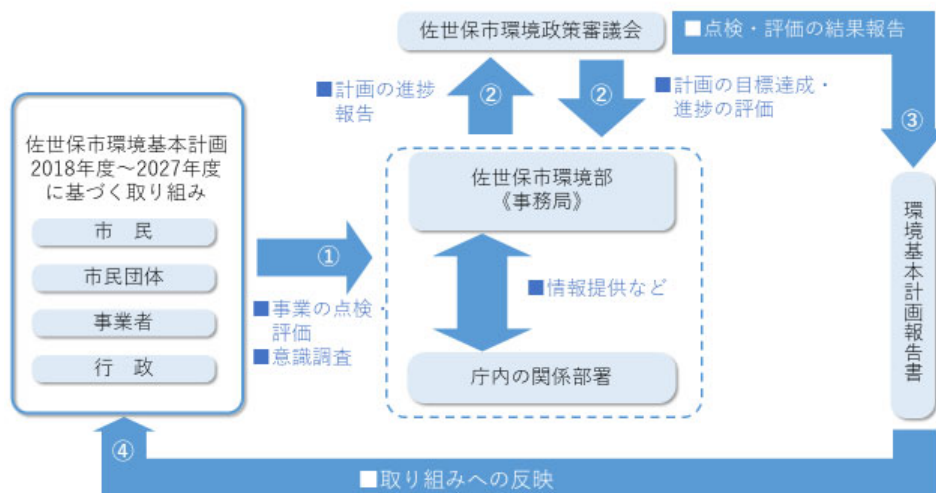
- ・学識経験者や関係団体等の代表者、公募委員等で構成される行政が設置する機関です。
- ・本市の環境の現状や各種環境施策の実施等について市民・市民団体・事業者などの意見を踏まえ、専門的見地から目標の達成状況や取り組みの進捗状況の点検評価を行います。
- ・計画の見直しについて調査・審議します。

（２）事務局（佐世保市環境部）【連絡・調整・報告】

- ・本計画の推進・進行管理の事務局を務めます。
- ・本計画に位置付けられる環境関連の施策・事業に関する進捗管理を行います。
- ・庁内の関係各課との連絡・調整等を行います。
- ・毎年、本計画に位置づけられる環境関連の施策・事業に関する進捗状況を把握し、環境基本計画報告書（年次報告書）にとりまとめます。

具体的な進行管理の手順

- ①**事務局**は、本計画の取組状況について、庁内関係部署等の施策の進捗状況を把握します。
- ②**佐世保市環境政策審議会**は、事務局から報告される計画の進捗について点検・評価し、必要に応じて随時、助言・提言を行います。
- ③**事務局**は、佐世保市環境政策審議会からの助言・提言を踏まえて、環境基本計画報告書を取りまとめ、インターネットなどを通じて公表し、計画の進捗状況を公表します。
- ④これらの結果を今後の取り組みへ反映していきます。



**佐世保市環境基本計画
(2018 年度～2027 年度)
中間見直し（概要版）**

発行：佐世保市 環境部 環境政策課

〒857-0851 佐世保市稲荷町 1 番 8 号

TEL：0956-31-6520 FAX：0956-34-4477

E-mail：kansei@city.sasebo.lg.jp